

○ひたちなか市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

平成 21 年 6 月 29 日

告示第 137 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、介護サービス事業者(法第 115 条の 32 第 1 項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。)の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務管理体制の届出)

第 2 条 法第 115 条の 32 第 2 項第 5 号の規定による届出は、施行規則第 140 条の 40 第 1 項各号に掲げる事項について介護保険法第 115 条の 32 第 2 項(整備)又は第 4 項(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書(様式第 1 号)により行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第 3 条 法第 115 条の 32 第 3 項の規定による届出事項の変更の届出は、施行規則第 140 条の 40 第 2 項の規定に基づき、介護保険法第 115 条の 32 第 3 項に基づく業務管理体制に係る届出書(届出事項の変更)(様式第 2 号)により行うものとする。

(区分の変更の届出)

第 4 条 法第 115 条の 32 第 4 項の規定による区分の変更の届出は、施行規則第 140 条の 40 第 3 項の規定に基づき、介護保険法第 115 条の 32 第 2 項(整備)又は第 4 項(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書により行うものとする。

(電子申請による届出)

第 5 条 業務管理体制の整備に関する届出システム(以下「届出システム」という。)を使用した電子申請による届出については、前 3 条の規定による介護保険法第 115 条の 32 第 2 項(整備)又は第 4 項(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書又は介護保険法第 115 条の 32 第 3 項に基づく業務管理体制に係る届出書(届出事項の変更)によらず、届出システムに直接必要事項を入力するものとする。

(関係機関への情報提供)

第 6 条 市長は、第 2 条から前条までの規定による届出に関し、国、都道府県その他の関係機関に対して、情報を提供することができる。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(令和 3 年告示第 161 号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にある改正前のひたちなか市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱の規定による様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後のひたちなか市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱の規定による様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正をした上、なお使用することができる。

付 則(令和5年告示第172号)

この告示は、公布の日から施行する。